

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
口 頭 意 見 陳 述 実 施 通 知 書 殿 年 月 日付け からの に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の12第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第2項の規定に基づき、 からの申立てにより、 下記のとおり、口頭意見陳述を実施することとしたので、通知します。 なお、申立人が正当な理由なく口頭意見陳述に出頭しない場合、行政不服審査法第41条第2項第2号の規定により、審理手続を終結させることがあります。 口頭意見陳述の実施期日等 期 日 年 月 日 時 分 場 所 口頭意見陳述を行う者 難 民 審 査 参 与 員	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。